

議決のあらまし

- 一般会計補正予算57億1600万円余、特別会計補正予算12億9300万円余を可決
- 政令市移行に伴う区の設置（北・中・東・南区）等の関係条例を制定
- 報償金支払いを違法とした岡山地方裁判所判決に対して控訴した専決処分を不承認

百六十一件の議案を可決

平成20年11月定例市議会に市長が提案した議案は百六十二件で、内訳は予算案十件、条例案七十七件、その他七十五件でした。

本会議の表決では、平成20年度岡山市一般会計補正予算（第三号）、岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の制定など七件の議案については一部の議員から反対がありました。また、専決処分として百六十一件の議案を可決・同意しました。また、専決処分の承認案件一件を不承認としました。

▽主な議案

- 平成20年度岡山市一般会計補正予算（第三号） 生活保護費三十三億円など総額五十億七千万円余
- 岡山市国民健康保険費特別会計補正予算（第二号） 千五百万円余
- 岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の制定 政令市移行に伴い、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に必要事項を定めることと

項を定めるとともに、関係条例の住所表記を変更する等のため。

■岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定 岡山市基本構想の改定及び政令市移行に伴い、それにふさわしい簡素で効率的、効果的な事務執行体制を整備するため。

■岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の制定 政令市移行に伴い、区役所支所等の位置、名称及び所管区域に必要事項を定めるため。

■岡山市こども総合相談所設置条例の制定 政令市移行に伴い、岡山市こども総合相談所を設置するため。

■岡山市こころの健康センター条例の制定 政令市移行に伴い、精神保健福祉センターを設置する等のため。

■岡山市基本構想について 岡山市基本構想を改定するに当たり、地方自治法第二条第四項の規定に基づき、市議会の議決を経ようとするもの。

■全国自治宝くじ事務協議会への加入について 政令市移行に伴い、当せん金付証券の発売に関する事務を共同して

管理執行するため、全国自治宝くじ事務協議会へ加入することに関し、地方自治法第二五二条の六においてその例によることとされる同法第二五二条の二第三項の規定により、市議会の議決を経ようとするもの。

■専決処分を不承認 条例によらず設置した自治組織に関する検討委員会の委員らに対して報償金を支払ったことが違法であるとして、当時の岡山市長等に対してなされた報償金相当額の損害賠償請求事件について、本市敗訴の判決言い渡しがあり、その一部の取り消しを求めて控訴した専決処分の承認案件を全会一致で不承認としました。

十八件の決算を認定

平成19年度の一般会計、十三特別会計、四企業会計の計十八件の決算について、本会

◆請願・陳情の結果

- 採択した請願（2件）
 - ①天皇陛下御即位20年奉祝行事の開催について ほか関連1件
- 採択した陳情（2件）
 - ①天皇陛下御即位20年奉祝行事の開催について ほか関連1件

議の表決では、一般会計など五件の決算について一部の議員から反対がありました。いずれも認定しました。

市議会日誌

| | |
|-----|----------------------------------|
| 21日 | 一般会計決算審査特別委員会 |
| 22日 | 一般会計・特別会計決算審査特別委員会 |
| 23日 | 一般会計決算審査特別委員会 |
| 24日 | 特別会計決算審査特別委員会 |
| 27日 | 特別会計決算審査特別委員会 |
| 30日 | 特別会計決算審査特別委員会 |
| 5日 | 地域社会活性化調査特別委員会 |
| 7日 | 特別会計決算審査特別委員会 |
| 10日 | 行財政問題等調査特別委員会行政視察（12日） |
| 11日 | 都市づくり促進・地域社会活性化調査特別委員会行政視察（13日） |
| 12日 | 建設委員会 |
| 12日 | 議会運営・総務委員会 |
| 12日 | 総務・保健福祉・環境消防水道・経済・建設・文教委員会及び同協議会 |
| 26日 | 議会運営委員会及び同協議会 |
| 27日 | 議会運営・建設委員会（11月定例市議会）（日程は一頁に掲載） |
| 13日 | 行財政問題等調査特別委員会 |